

# 広島県ユネスコ連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は広島県ユネスコ連絡協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は会長所属団体所在地に置く。

(目的)

第3条 本会は、広島県内ユネスコ活動関係諸団体の連絡調整を図り、ユネスコ憲章の精神に基づいて、広島県民の間におけるユネスコ活動を推進し、国際的相互理解と親善につとめるとともに、国際社会の進歩に貢献しうる県民づくりをすることによって、地域の発展、さらには世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ユネスコ精神の理解と普及を図るための事業
  - イ. ユネスコ精神の理解と普及をはかるための事業
  - ロ. 会誌および資料の発行
  - ハ. その他の啓蒙活動
- (2) 国際的文化交流のための事業
- (3) 在日外国人との相互理解と親善に必要な事業
- (4) 青少年のユネスコ活動育成をはかる事業
- (5) 地域の教育的・文化的発展に寄与する事業
- (6) ユネスコ活動関係諸団体および諸機関との連携
- (7) 県内ユネスコ活動推進に関する指導・助言
- (8) ユネスコ・日本ユネスコ国内委員会・日本ユネスコ協会連盟の事業への協力
- (9) 関係諸団体との連携・協力
- (10) その他、目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 1. 本会の目的に賛同し、その活動に積極的に参加し、所定の会費を負担する者をもって会員とする。  
2. 会員の種別は次のとおりとする。 (1) 個人会員 (2) 団体会員 (3) 維持会員

(会費)

第6条 本会の会費は次のとおりとする。  
(1) 個人会員 年額1口 5,000円  
(2) 団体会員 年額1口 10,000円  
(3) 維持会員 年額1口 10,000円

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。  
名誉会長1名 顧問若干名 会長1名 副会長2名 理事若干名 監事若干名

第8条 1. 理事・監事は、代議員会で会員の中から選ばれる。  
2. 会長は、理事会で選出され、他の役員は理事の互選で決定し、会長が任命する。  
3. 名誉会長・顧問は理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 1. 会長は、本会を統理し、代表する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。  
3. 理事は、理事会を組織し、本会の運営・資産の管理等につき責務を負う。  
4. 理事は、理事会の決定した事項について会長・副会長を補佐し、その執行にあたる。  
5. 監事は、本会の会計に関し監査の任務をもつ。

(役員任期)

第10条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。

(会議)

- 第11条
1. 本会の会議は代議員・理事会とし、いずれも会長が招集する。会議の議長は会長があたる。代議員会の構成については細則で定める。
  2. 会議の議決は出席数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  3. 代議員会は毎年4月に開き、次の事項を議決する。  
(1) 事業計画 (2) 予算および決算の承認 (3) 理事・監事の選出 (4) 会則の変更 (5) その他、必要な事項
  4. 理事半数以上の要求により、臨時総会を開くことができる。
  5. 理事会は年4回以上開き、次の事項を決議する。  
(1) 業務執行に関する事項 (2) 補欠役員を選出 (3) その他、必要な事項

(専門委員会)

- 第12条
1. 会長は理事会の議を経て、各種の専門委員会をもうけることができる。
  2. 委員会は専門領域の事業について企画・運営・実施にあたる。
  3. 委員長は理事の中から、委員は会長の中から、会長が理事会に諮り委嘱する。

(事務局)

- 第13条
1. 本会に事務局を設け、事務局長および事務局員をおく。
  2. 事務局の規定は別に定める。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入による。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第16条 会則の変更は、代議員会において出席者(委任状による出席者も含む)の3分の2以上の同意を要する。

(その他)

第17条 本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟に構成団体として加入する。

第18条 本会は特定の宗教および政治活動は行わない。

第19条 団体会員のうち青年部の会費は半額とし、その他については理事会によって決定する。

(付則)

付則 本会則は1974年10月5日より施行する。

付則 本会則は2009年6月18日より施行する。